

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照表
 ○無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)

(傍線部分は改正部分)

| 改正案 | | 現行 | |
|--|--|--|---|
| 目次 (略) 第一条〜第二十三条 (略) (副次的に発射する電波等の限度) 第二十四条 (略) 2〜5 (略) 6 (略) 一・二 (略) 三 (略) | | 目次 (略) 第一条〜第二十三条 (略) (副次的に発射する電波等の限度) 第二十四条 (略) 2〜5 (略) 6 (略) 一・二 (略) 三 (略) | |
| 無線局の種別 | 受信装置の區別 | 無線局の種別 | 受信装置の區別 |
| 基地局 | 一、九二〇MHzを超え 一、九八〇MHz以下の 周波数の電波を受信する受信装置 | 基地局 | 一、九二〇MHzを超え 一、九八〇MHz以下の 周波数の電波を受信する受信装置 |
| 周波数帯 | ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 イ 一、〇〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 ウ 二、〇〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下 | 周波数帯 | ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 イ 一、〇〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下 二、〇二五MHz以下及び 二、〇〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。 |
| 副次的に発する電波の限度 | 任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値 | 副次的に発する電波の限度 | 任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値 |
| 副次的に発する電波の限度 | 任意の一MHz幅で(一)五二デシベル以下の値 | 副次的に発する電波の限度 | 任意の一MHz幅で(一)五二デシベル以下の値 |

| | | | | |
|---|--|---|----------------------|------------------------|
| | | | | |
| | | 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うもので、チャネル間隔が五MHzのものに限る。） | | |
| | | 二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置 | | |
| | | 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置 | | |
| エ | 二、〇二五MHzを超え二・七五GHz以下（二、一〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。） | ア | 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 | 任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値 |
| イ | 一、〇〇〇MHz以上二、〇〇〇MHz未満 | ア | 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 | 任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値 |
| ウ | 二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下 | イ | 一、〇〇〇MHz以上二、〇〇〇MHz未満 | 任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値 |
| エ | 二、〇二五MHzを超え二・七五GHz以下（二、一〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。） | イ | 一、〇〇〇MHz以上二、〇〇〇MHz以下 | 任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値 |
| | | | | |

| | | | |
|--|--|-------|------------------------|
| | | 陸上移動局 | |
| | | ア | 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 |
| | | イ | 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下 |
| | | | 任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値 |
| | | | 任意の一MHz幅で（一）五七デシベル以下の値 |

| | | | |
|---------------------|---|-------------------------------|--------------------------------------|
| 7 7 22 (略) | | | |
| | 二、一一〇 MHzを超え 二、一七〇 MHz以下の 周波数の電 波を受信す る受信装置 | ア 三〇MHz以上一 〇〇〇MHz未満 | 任意の一〇〇kHz 幅で(一)五七 デシベル以下の 値 |
| | | イ 一、〇〇〇MHz以 上二・七五GHz以 下 | 任意の一MHz幅で (一)四七デシ ベル以下の値 |

第二十五条、第四十九条の六の三 (略)

第四十九条の六の四 (略)

2 (略)

3 (略)

一、四 (略)

五 前条第三項、次条第三項及び第四十九条の六の九第三項に定める無線設備と共用する場合には、基地局対向器の空中線電力は四〇ミリワット以下、陸上移動局対向器の空中線電力は一一〇ミリワット以下であること。ただし、陸上移動局対向器においては、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

六・七 (略)

4 (略)

第四節の四 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の五 (略)

2 前項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備

7
7
22
(略)

第二十五条、第四十九条の六の三 (略)

第四十九条の六の四 (略)

2 (略)

3 (略)

一、四 (略)

五 前条第三項及び次条第三項に定める無線設備と共用する場合には、基地局対向器の空中線電力は四〇ミリワット以下、陸上移動局対向器の空中線電力は一一〇ミリワット以下であること。ただし、陸上移動局対向器においては、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

六・七 (略)

4 (略)

第四節の四 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の五 (略)

2 前項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備

は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。ただし、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものであつて隣接する二の搬送波を受信するもの及び拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのものであつて二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつてはこの限りでない。

イ 八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

ロ、ホ (略)

二、五 (略)

六 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのものにあつては、等価等方輻射電力は二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。)以下であること。ただし、二又は三の搬送波を同時に送信する無線設備であつて八一五MHzを超え八五〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数帯のうち複数の周波数帯の周波数の電波を送信するものにあつては、八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数帯における実効輻射電力が三八デシベル以下、それ以外の周波数帯においては、それぞれの周波数帯における等価等方輻射電力が二四デシベル以下であること。

3 (略)

一、四 (略)

五 第四十九条の六の三第三項、前条第三項及び第四十九条の六の九第三項に定める無線設備と共用する場合には、基地局対向器の空中線

は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数(隣接する二の搬送波を受信した場合は、当該搬送波のうちいずれか一とする。以下この号において同じ。)より四五MHz低い周波数

ロ、ホ (略)

二、五 (略)

六 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのものにあつては、等価等方輻射電力は二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。)以下であること。

3 (略)

一、四 (略)

五 第四十九条の六の三第三項及び前条第三項に定める無線設備と共用する場合には、基地局対向器の空中線電力は四〇ミリワット以下、

電力は四〇ミリワット以下、陸上移動局対向器の空中線電力においては、一一〇ミリワット以下であること。ただし、陸上移動局対向器においては、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

六・七 (略)

4 (略)

5 第二項の無線設備が第四十九条の六の三第二項又は前条第二項の無線設備と空中線を共用する場合であつて、当該空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合には、第二項第六号及び第四十九条の六の三第二項第四号又は前条第二項第五号の規定にかかわらず、第二項及び第四十九条の六の三第二項又は前条第二項の無線設備の実効輻射電力又は等価等方輻射電力の総和は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次のとおりでなければならない。

一 八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数帯の周波数の搬送波を送信する場合 当該周波数帯における実効輻射電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）以下

二 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数帯の何れか一の周波数帯の周波数の搬送波を送信する場合 当該一の周波数帯における等価等方輻射電力が二四デシベル以下

三 一及び二に掲げる周波数帯のうち複数の周波数帯の周波数の搬送波を同時に送信する場合 当該複数の周波数帯のそれぞれにおいて、一に掲げる周波数帯にあつては実効輻射電力が三八デシベル以下、二に掲げる周波数帯にあつては等価等方輻射電力が二四デシベル以下

第四十九条の六の六（第四十九条の六の八） (略)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

陸上移動局対向器の空中線電力においては、一一〇ミリワット以下であること。ただし、陸上移動局対向器においては、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

六・七 (略)

4 (略)

第四十九条の六の六（第四十九条の六の八） (略)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつてチャンネル間隔が五MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のものに限る。）にあつては第一号口及び第二号口、陸上移動中継局にあつては第二号口及びハに限る。）の条件に適合するものでなければならぬ。

| | |
|--------------------------------|-----|
| 無線設備の区別 | 周波数 |
| (略) | (略) |
| 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備 | (略) |
| (略) | (略) |

一 (略)

二 送信装置の条件

イ (略)

ロ 隣接チャンネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

ハ 相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

2 前項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号口に限る。）の条件に適合するものでなければならぬ。

| | |
|------------|-----|
| 無線設備の区別 | 周波数 |
| (略) | (略) |
| 陸上移動局の無線設備 | (略) |
| (略) | (略) |

一 (略)

二 送信装置の条件

イ (略)

ロ 隣接チャンネル漏えい電力及び相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一〇五 (略)

3 第一項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものであつてチャンネル間隔が五MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のものに限る。)の無線設備は、同項第一号口及び第二号口に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 基地局対向器の空中線電力は、四〇ミリワット以下であること。
- 二 基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。
- 三 陸上移動局対向器の空中線電力は、一一〇ミリワット以下であること。
- 四 陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

五 第四十九条の六の四第三項及び第四十九条の六の五第三項に定める無線設備と共用する場合には、基地局対向器の空中線電力は四〇ミリワット以下、陸上移動局対向器の空中線電力は一一〇ミリワット以下であること。ただし、陸上移動局対向器においては、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

六 基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

七 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

第四十九条六の一〇〇第六十六条 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

(表略)

注1~30 (略)

一〇五 (略)

第四十九条六の一〇〇第六十六条 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

(表略)

注1~30 (略)

31 (略)

(1) (略)

ア～キ (略)

ク シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次式により求められる値を許容偏差とする。

(7) 基地局 $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

(4) 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。)
 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz

(4) 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものであってチャネル間隔が5MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下のに限る。)

A 陸上移動局対向器 $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

B 基地局対向器 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz

fは、送信周波数 (単位Hz) とする。

ケ (略)

(2)～(20) (略)

32～50 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第11 (略)

第12 (略)

1 (略)

(1) (略)

(2) 拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップスの(3)のものを除く。
1.48MHz

31 (略)

(1) (略)

ア～キ (略)

ク シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次式により求められる値を許容偏差とする。

(7) 基地局 $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

(4) 陸上移動局 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz
fは、送信周波数 (単位Hz) とする。

ケ (略)

(2)～(20) (略)

32～50 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第11 (略)

第12 (略)

1 (略)

(1) (略)

(2) 拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップスの 1.48MHz

| | |
|---|--|
| <p>(3) 拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップズの陸上移動局及び陸上移動中継局の無線設備であつて、815MHzを超え850MHz以下の周波数の電波を使用し二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつては、隣接しない一の搬送波又は隣接する二若しくは三の搬送波ごとにそれぞれ次のとおりとする。</p> <p>ア 隣接しない一の搬送波 1.48MHz イ 隣接する二の搬送波 2.71MHz ウ 隣接する三の搬送波 3.94MHz</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップズのもの (4)のものを除く。 1.48MHz</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップズの陸上移動局及び陸上移動中継局の無線設備であつて、1.920MHzを超え1.980MHz以下の周波数の電波を使用し二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつては、隣接しない一の搬送波又は隣接する二若しくは三の搬送波ごとにそれぞれ次のとおりとする。</p> <p>ア 隣接しない一の搬送波 1.48MHz イ 隣接する二の搬送波 2.73MHz ウ 隣接する三の搬送波 3.98MHz</p> <p>第13～第54 (略)</p> <p>別表第三号 (略)</p> | <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップズのもの 1.48MHz</p> <p>(3) (略)</p> <p>第13～第54 (略)</p> <p>別表第三号 (略)</p> |
|---|--|